

飛島村議会議員一般選挙立候補予定者 説明会のお知らせ

令和5年4月29日任期満了により執行される飛島村議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

立候補届出用紙等を配布し、記載の仕方や選挙運動に関する説明を行います。

- 日時 3月20日(月) 午前10時
- 場所 飛島村役場2階 第3会議室

飛島村議会議員一般選挙について

- 投票日 4月23日(日)
 - 期日前投票期間
4月19日(水)～22日(土)
時間 午前8時30分～午後8時 場所 飛島村役場1階 会議室B
- ※詳細は、広報とびしま4月号でご案内します。

愛知県議会議員一般選挙のお知らせ

- 投票日および投票時間
4月9日(日) 午前7時～午後8時
- 投票場所
飛島投票区 中央公民館ホール
大宝投票区 大宝八島集会所
政成投票区 新政成一時避難所
- 公示日 3月31日(金)
- 住所要件
令和4年12月30日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方
- 年齢要件
平成17年4月10日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)
- 期日前投票
選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度が設けられています。
〈投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について〉
飛島村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。
事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。
なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

〈期日前投票期間〉 4月1日(土)～8日(土) 午前8時30分～午後8時

〈投票場所〉 飛島村役場1階 会議室B

※総務部総務課までお越しください。

●不在者投票

飛島村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができ
る制度です。

〈不在者投票期間〉 4月1日(土)～8日(土)

〈飛島村から他の市町村へ転出した方〉

本村の選挙人名簿に登録されている方が愛知県内の他市町村へ転出し、転出先でまだ選挙人名簿
に登録されておらず、引き続き居住している時には「愛知県内に引き続き住所を有する旨の証明
書」を持参するかまたは、本村投票管理者等に確認を求めているいただき、本人確認を行うことで、本
村の投票所で投票ができます。

〈飛島村以外の選挙管理委員会で投票を行う場合〉

宣誓書・請求書に必要事項を記入のうえ、飛島村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・
請求書用紙は飛島村選挙管理委員会へ請求してください)

宣誓書・請求書が飛島村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票
証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

〈病院や指定施設での投票の場合〉

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、
施設の指示に従って投票を行ってください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投
票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介
護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

〈郵便等による不在者投票のできる方〉

障害等の種類	交付手帳等名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹		1級または2級	特別項症から 第2項症まで	—
移動機能			—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓		1級から3級まで	—	—
免疫			—	—
要介護状態区分		—	—	要介護5

〈代理記載のできる方(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)〉

障害等の種類	交付手帳等名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢または視覚		1級	特別項症から 第2項症まで

●問合せ先 総務部総務課内飛島村選挙管理委員会

高齢者・障がい者の方に タクシー料金の一部を助成しています

高齢者等福祉タクシー

●対象者

在住の方で次のいずれかに該当する方

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上のみの世帯の方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

※ただし、施設入所者は除く

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

在住の方で次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
- ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

※ただし、施設入所者は除く

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)は、一回の乗車につき一枚利用できます。
- ・一枚の上限は1,500円で、迎車回送料金として200円上乗せできます。また、リフト付きタクシー(大型車)は、初乗運賃相当額と迎車回送料金(200円)を助成します。

●申請手続き

- ・すこやかセンター内福祉課窓口にて申請してください。
- ・介護保険被保険者証または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているものがあれば、申請時にお持ちください。

●令和4年度に利用券の交付を受けた方

タクシー利用券の有効期限は3月31日(金)です。未使用の利用券をお持ちの場合は、お早めにご使用ください。有効期限が過ぎた利用券は、福祉課まで返還してください。

●令和5年度に利用券の交付を希望する方

4月3日(月)より申請手続きが可能となります。

詳細については、広報とびしま4月号でご案内します。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課



民生部住民課
●問合せ先

子ども医療費
受給者証について
のお願い

子ども医療制度では、お子さまの18歳到達後の最初の3月末で医療費受給の資格が喪失します。「子ども医療費受給者証」の有効期間が、令和5年3月31日までのお子さまは、3月末で資格が喪失することに伴い、受給者証を使用することができなくなります。なお、有効期間の過ぎました「子ども医療費受給者証」は、返却の必要はありませんので、ご自宅で破棄してください。



ご存知ですか「飛島村結婚祝金」

本村では、新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

●支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらかが40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6カ月以上経過した方

●交付申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

●交付金額

- ・夫婦1組につき 5万円



●問合せ先 民生部住民課

予約不要でカードの受け取りとカードの申請を受け付けます

3月12日(日)午前9時～午後1時

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

①受け取りをご希望の方

- ・個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・本人確認書類

1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等

2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

②申請をご希望の方

お持ちであれば申請書、なければ本人確認書類のご提示をお願いします。



※病気・介護等やむを得ない理由によりカードの申請・受け取りが困難な場合は住民課までご相談ください。

●問合せ先 民生部住民課

小型充電式電池の回収を始めます

令和5年4月1日より、エコプラザ、役場、公民館、すこやかセンターの施設に小型充電式電池の回収缶を設置します。不用となった小型充電式電池がありましたら開館時間内にお持ち込みください。小型充電式電池は不燃ごみ等の袋に入れて集積場に出さないでください。回収車等の火災発生原因となる可能性があります。※スリーアローマークがついていない、電池が膨張または破損している場合は、エコプラザまたは保健環境課窓口まで直接お持ち込みください。



●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

エコプラザご利用の際には身分証明書の携帯をお願いします

エコプラザは村内住居から排出される資源ごみの回収拠点となっております。村外または事業所からの持ち込みは回収できません。

令和5年4月1日より、ご利用時に本人確認のため、身分証明書の提示をお願いすることがありますので、身分証明書を携帯のうえエコプラザをご利用ください。

※身分証明書は住所、氏名がわかるもの

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



第十一回特別弔慰金の請求手続きはお済みですか

第十一回特別弔慰金の請求受付期間が令和2年4月より始まっています。手続きがお済みでない方は、請求期間内に手続きをしてください。

なお、前回請求時と別の方が今回請求される場合は、手続きに1時間以上かかる場合や一度の来庁で手続きが完了しない場合もあります。あらかじめご了承のうえ、お時間に余裕をもってお越しください。

●支給内容

額面25万円

(5年償還の記名国債)

●対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない次の順番による最優先順位者のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔

慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●請求に必要な書類等

- ・請求者の本人確認書類
- ・印鑑(スタンプ印は不可)
- ・請求者に応じた戸籍書類等

●請求期間

3月31日(金)

※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができません。ご注意ください。

●請求窓口・問合せ先

すこやかセンター内福祉課